

個人市県民税についてのお知らせ

1. 税制改正に伴う市県民税における住宅ローン控除制度（住宅借入金等特別税額控除）の延長・拡充

平成 25 年度税制改正において、平成 26 年から平成 29 年末まで、住宅ローン控除を 4 年間延長するとともに、平成 26 年 4 月以降の控除限度額を拡充することとされました。

なお、この制度の適用を受けるためには、市への申告は不要ですが、所得税の確定申告か年末調整（初年度については確定申告）が必要になります。

<平成 21 年から平成 29 年入居の場合>

対象となる方	平成 21 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに新築または増改築して入居	平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに新築または増改築して入居
控除額	以下の 1・2 のいずれか少ない額 1. 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額等の額に、5% を乗じて得た額（最高 97,500 円）	以下の 1・2 のいずれか少ない額 1. 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額等の額に、7% を乗じて得た額（最高 136,500 円）（※1）
適用期間	10 年間（所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間）	
手続の方法など	1 年目（平成 26 年中に入居された方）は、税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。 2 年目以降は ○給与所得のみで年末調整で住宅ローン控除の手続きが済んでいる方 ・勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていれば、手続や申告の必要はありません（※2）。 ○確定申告を行う方 ・毎年、税務署での確定申告の際に住宅ローン控除の手続きが必要です。	

※1 この控除額は、消費税率が 8% または 10% である場合の金額であり、それ以外の場合における控除額は所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）になります。

※2 給与支払報告書の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」を必ず記載して提出しないと控除を受けることはできません。

（注意）平成 19・20 年中に入居された方は、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられますが、市県民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

2. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10% 軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10% 軽減税率（所得税 7%、市県民税 3%）の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降は、本則税率の 20%（所得税 15%、市県民税 5%）が適用されています。

上場株式等の配当・譲渡所得等は、市県民税が所得税と併せて、源泉徴収口座において源泉徴収されています。このため、確定申告は不要とされていますが、選択で確定申告をした場合は、翌年度の市県民税所得割から配当割・株式等譲渡所得割を税額控除します。ただし、申告された場合は、合計所得に含まれることとなるため、扶養控除や配偶者控除の判定や、所得金額を基礎にして算定される国民健康保険税額等に影響することがありますので、十分にご注意ください。